平成28年12月2日

ご関係者各位

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

**基金募集のお願いについて**

　拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当フォーラムは、一般社団法人となって9 年目の活動を開始致しました。今後もモバイル関連のビジネス環境を整え、業界全体の拡大を進めていくための活動を実施して参る所存です。

つきましては今後の活動を円滑に進めていくために、基金の追加募集をさせていただくこととなりました。

当フォーラムの運営につきましては、会員様による入会金および会費の自主財源により独立した団体として活動しておりますが、中立性を維持し安定した組織運営を行うためにご支援を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

＜募集要項＞

募集金額：500万円　（1口50万円～口数に応じて募集）

募集期間：2016年12月2日（金）～ 2017年1月10日（火）

払込期間：2017年1月24日（火）～ 2017年4月28日（金）

払込場所：株式会社三菱東京UFJ銀行　東恵比寿支店

基金の拠出者の権利に関する規定：

１.　当法人の基金は，当法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

２.　拠出者より払込み又は給付のあった基金は，当該拠出者からの預金とし，この定款の定めに従って拠出者に返還される。

３.　基金の返還に係る債権には利息を付さない。

４.　基金の拠出者は，基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。

５.　基金の拠出者は，当法人の運営につき議決権その他の権限を有するものではない。

６.　基金の拠出者は，当法人の社員たる地位を兼ねることができる。

基金の返還手続：基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議の上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１４１条第２項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

◆参考資料

（基金拠出の手順）

基金の申込に伴う割り当て：2017年9月期第３回理事会で、1回目の割り当てを行う。

**基金拠出申込書**

金　　　　　　　　　　　円（　　　口）

　貴法人定款及び募集要項並びに本証記載事項承認のうえ上記基金拠出を引き受けたく申込いたします。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　申込人　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称）

（連絡先アドレス）

　一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム　御中

１．名称：　一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

２．募集にかかる基金の総額：　金　500万円

３．基金の拠出者の権利に関する規定

１.　当法人の基金は，当法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

２.　拠出者より払込み又は給付のあった基金は，当該拠出者からの預金とし，この定款の定めに従って拠出者に返還される。

３.　基金の返還に係る債権には利息を付さない。

４.　基金の拠出者は，基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。

５.　基金の拠出者は，当法人の運営につき議決権その他の権限を有するものではない。

６.　基金の拠出者は，当法人の社員たる地位を兼ねることができる。

４．基金の返還の手続

基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議の上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１４１条第２項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

５．募集に係る基金の申込み期間： 2016年12月2日（金）～ 2017年1月10日（火）

６．基金の払込期間：2017年1月24日（火）～ 2017年4月28日（金）

７．払込を取り扱う銀行又は信託銀行：株式会社三菱東京UFJ銀行　東恵比寿支店

以　上